

# 3 小売事業者による宣伝・広告

消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。

ただし、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではなく、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。



## 禁止されない表示

次の①～④のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

① 消費税との関連が  
はっきりしない



② たまたま消費税率の  
引上げ幅と一致するだけ



③ たまたま消費税率と  
一致するだけ



④ 「10月1日以降〇%値下げ」  
などの表示は問題ない



## 禁止される表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

### ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」

- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税還元分を握り置いています。」



### ② 取引の相手方が負担す べき消費税を対価の額 から減ずる旨の表示で あって消費税との関連 を明示しているもの

- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税10%分還元セール」
- ▶「消費税分は強制させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



### ③ 消費税に関する取引 の相手方に経済上の利 益を提供する旨の表示 であって②に掲げる表 示に準ずるもの

- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」
- ▶「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」



## 消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注)建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

 3に対するお問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

## 4 ポイント還元(キャッシュレス・消費者還元事業)について

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援します。

### (1) 消費者への還元

令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。

### (2) 端末導入支援

キャッシュレス決済を導入する際に、決済事業者が提供する決済端末等について、費用を国が補助します。

※対象店舗の端末の導入費用はゼロ。(国が2/3、決済事業者が1/3を負担)。

### (3) 手数料の引下げ

キャッシュレス決済の加盟店手数料を一定以下に引下げ。

※実施期間中の手数料は、3.25%以下。さらに、国が1/3を補助します。

 4に対するお問い合わせ先 経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室 03-3501-1511 (代表)

# 5 転嫁拒否等の行為のは正

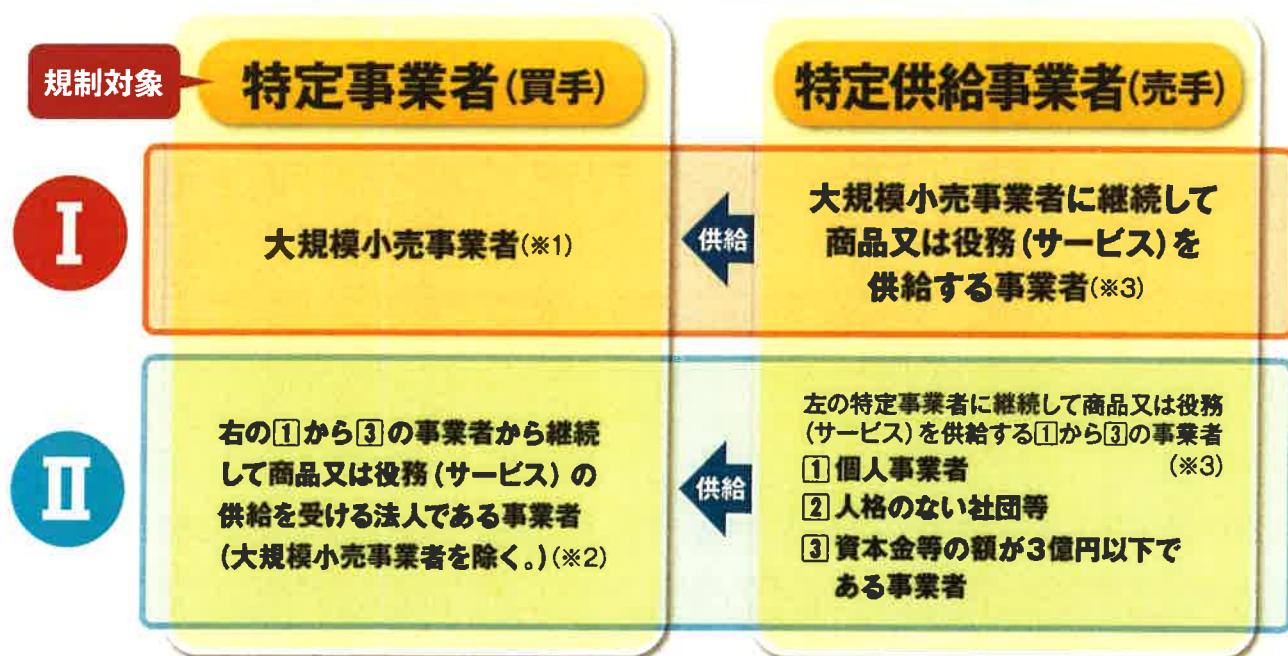
消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。令和元年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行ってています。

## ▶規制対象となる消費税の転嫁拒否等の行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品または役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

## 特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であつて前事業年度における売上高が100億円以上ある事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であつても、事業を行つていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※3) 消費税の免税事業者であつても特定供給事業者に該当します。

## ▶消費税の転嫁拒否等の禁止行為

- ①減額、②買いたたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、  
⑤報復行為

## POINT ① 減額

**特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。**

**〈具体例〉**

- ▶リペートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リペートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

**【以下のような場合には、減額とはなりません】**

**〈具体例〉**

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



## POINT ② 買いたたき

**特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。**

**〈具体例〉**

- ▶消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などにより特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的な理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合
- ▶標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合

**注** 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。



**【以下のような場合には、買いたたきとはなりません】**

**〈具体例〉**

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

## POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

### 〈具体例〉

- ▶ 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
  - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
  - 協賃金を要請する場合
  - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶ 取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶ 自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



## POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格<sup>(\*)</sup>での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(\*) 消費税を含まない価格

### 〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉の申し出があった際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



## POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

## 消費税率引上げの行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。  
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税率引上げに応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注)建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注)消費税率引上げ対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

**5** 5に対するお問い合わせ先 公正取引委員会 消費税率引上げ対策調査室 03-3581-5471 (代表)  
中小企業庁 消費税率引上げ対策室 03-3501-1511 (代表)

## 6 事実に反する「今だけお得」の禁止

**POINT**



### 禁止される表示

消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実に反して、消費税率引上げ前に「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。



6 6に対するお問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)